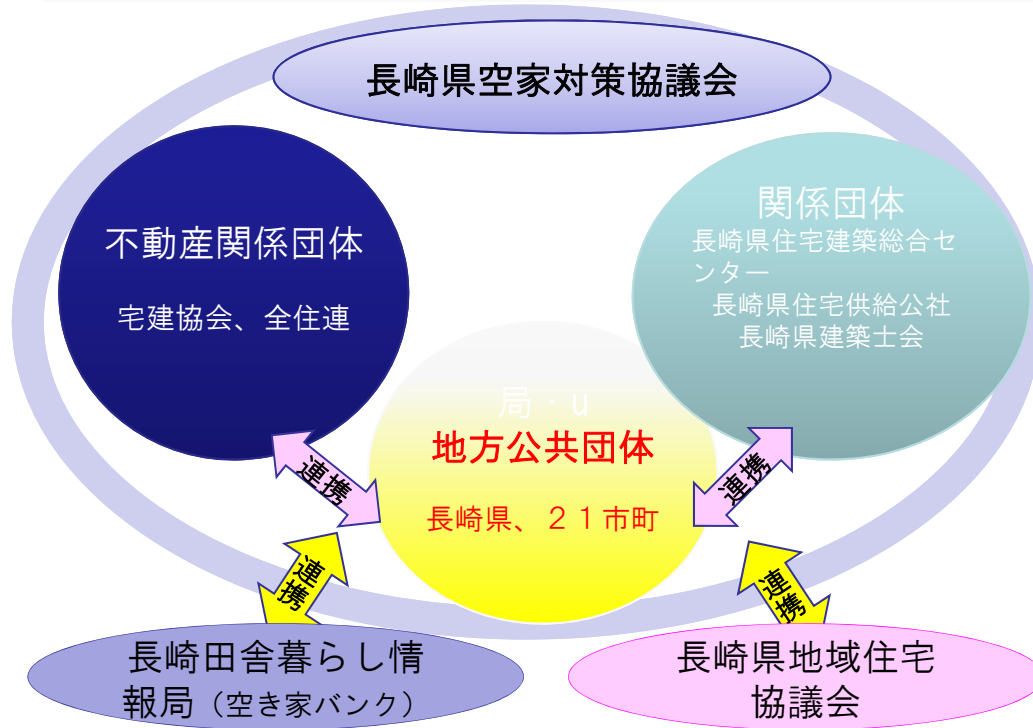


# 長崎県空家対策協議会の概要 H26年度設立

○目的： 長崎県内において増加する空家等（建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。以下同じ）について適正に管理され又は活用（売買・賃貸）され若しくは解体される仕組みを構築し、空家の適正管理に対する相談体制を整備する。



## ○構成

- ・不動産関係団体  
(公社)長崎県宅地建物取引業協会  
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
- ・関係団体  
(一財)長崎県住宅・建築総合センター  
長崎県住宅供給公社  
(一社)長崎県建築士会
- ・地方公共団体  
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市  
平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市  
雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町  
川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町  
長崎県

## ○役割

空家の適正管理に関し、会員相互の連絡調整を高め相談窓口を設置し、県内における空家等の相談に応じ、適切な情報を提供する。

## ○設立までの経過

- H26年 8月 地域住宅協議会
- H26年 12月22日 空家対策協議会(準備会)
- H27年 3月12日 空家対策協議会設立

## ○検討事項

- ・空家特措法との整合(平成26年11月27日公布)
- ・第5条(国の基本指針・平成27年2月26日策定)
- ・第14条(国のガイドライン・平成27年5月26日策定予定)

## ○取組内容

- ・平成27年度空き家管理等基盤強化推進事業を活用し、空家の相談窓口を(公社)長崎県宅地建物取引業協会内に設置する。
- ・ネット上に空家の相談窓口を立上げ、関係団体とリンクを貼ることにより、電話・メール等の相談に対し、市町・関係団体と連携して適切な対応を行う
- ・相談事例等に関して情報を共有することにより、また空家特措法に関する学習会を開催し、相談員のスキル・アップを図る。